

水と緑と詩のまち—まえばし—

7/1
No.1031
平成6年(1994年)

広報まえばし



市のマスコット
「ふーちゃん」

発行・前橋市役所 〒371 前橋市大手町二丁目12-1・電話24-1111(大代表)/編集・企画部広報課/毎月1日・15日

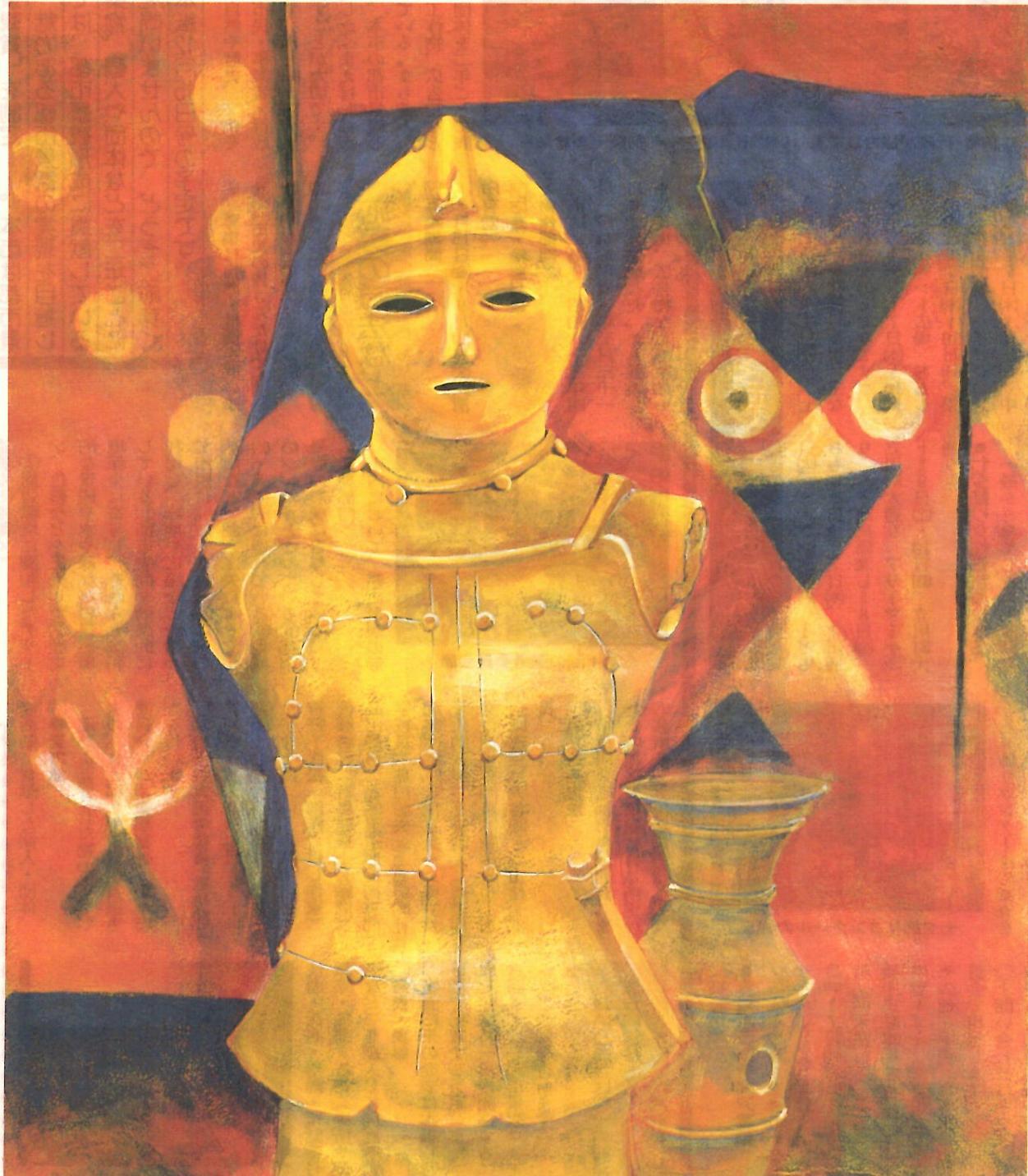
晴
美術館
古賀賞
想

鶴牧

華明

(1921)

つるまき・かめい 県美術協会
理事、県展審査員／古墳時代を
題材とした作品だが、はにわの
造形と背景に描かれた幾何学模
様との調和が新鮮な印象を与える／日吉町三丁目に住む。



1989年 日本画 53.0×45.5cm

ピックアップ

「都市景観賞」に応募を…2

- ▷ イベント多彩七夕まつり…2
- ▷ 嶺公園墓地の使用者募集…3
- ▷ 待望の大室公園一部開放…3
- ▷ 楽しい夏休み教室や催し…4
- ▷ 夏の『県民交通安全運動』…5
- ▷ 5年度下半期の財政状況…6
- ▷ 9日に『社明パレード』…7
- ▷ 水墨画展開いた大山さん…8

あなたもニューメディアを体験

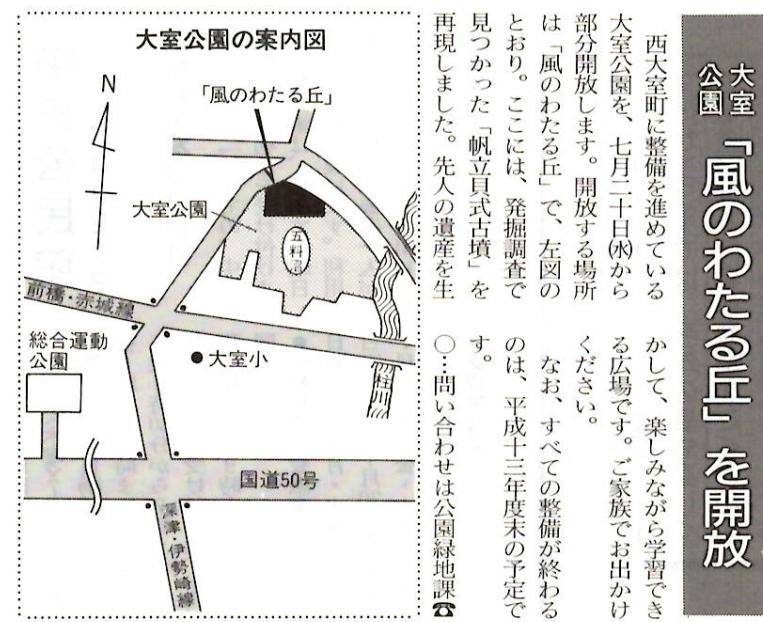
13日～15日市役所で
テレトピアフェア'94

「まえばしテレトピアフェア'94」
ミニケーション新時代」をテーマに二
ユーメディア展を開きます。地域の情報
化を進めるために昭和六十二年から始
られ、今回で七回目。最新のニューメデ
イアやマルチメディアが現在どのように
進歩で、大量的の情報が飛び交う「高度情報
社会」の到来は、遠い日のことではありません。
これを機会に、立体テレビやテレビ会
議システムなどの最新機器を、あなた自
身で見て、触れて体験してみませんか。
日時：7月13日(木)～15日(土)、午前9時～
午後5時 会場：市役所1階市民ロビー
内容：テレビ電話、テレビ会議システム、
パソコン通信、立体テレビ、生活情報シス
テム、電子資料館、市民カードシステム
などの情報通信機器の展示・実演
○：問い合わせは企画調整課 内線35
13へ。



テレビ会議の機器も展示(昨年)

この広報紙は再生紙を使用しています。



市立幼稚園や私立幼稚園（認可済み）に三歳～五歳児を通園させている家庭で、今年度に納める市民税の所得割額が九万九百円以下（市立幼稚園は各年齢とも非課税・均等割のみ）の世帯。

親子で市有施設見学
夏休みの体験学習

役所生活課（公内線3100）へ
予約は26日から開始
『サマージャンボ』

京町三丁目にある二子山公園内のグラウンドで、「三世代ゲートボール大会」が開かれました。自治会などでの主催で、年二回行われて、この大会も今年で十三回になります。

九時に試合開始。幼稚園児から八十歳代のお年寄りまで、八十人がハチチームに分かれての対戦です。この大会以外には、ステイック

「町田さん、今日は」と、十試合の熱戦を終えて、会長の堀口和四郎さんは、話していました。

綠豊かな嶺公園墓地

250 区画の使用者を募集



墓碑の型式など詳しくは現地案内会で確認を 昨年

嶺公園の墓地使用者を募集します。今
回は和式と洋式を合わせて二百五十区画
です。バスで行く現地案内会は、二十二
日に開催。なお、申し込み受け付けは二
十五日から二十七日までです。

□対象

①本市に一年以上住民登録し 次の条件をすべて満たす人。

②許可 ている（七月一日現在）

③使用料などを指定期日に納付 後三年以内に墓碑を設置できる

□種別・区画数・価格など
種別・区画数・分譲価格など
は下表のとおり。永代使用料以外に、年間管理料(千八百五十五円(四千九百四十円))が毎年決

申しこみは7月15日(金)午前9時
～午後4時に公園管理課内線
3942へ。また、直接行く人は
は、当日下午2時30分までに領
公園駐車場へ集合。

墓地の種別・区画数・分譲価格					
別	区画数	永代使用料 a	カロート代実費 b	年間管理料 c (9月～3月分)	分譲価格 (a + b + c)
洋式（カロート付き）	70	240,000円	196,000円	1,200円	437,200円
和式	40	240,000円	—	1,200円	241,200円
洋式（カロート付き）	50	396,000円	226,000円	1,800円	623,800円
和式	40	396,000円	—	1,800円	397,800円
和式・洋式	25	720,000円	—	2,880円	722,880円
定型（カロート付き）	25	200,000円	63,000円	1,070円	264,070円

からは、三台のみこしも威勢よく町内を一周。お祭り会場の「ちいさいの広場」では、八木節の演奏や合唱など、町民の芸能がござやかに披露されます。また、町内で収れた農産物などのバザーやあり、訪れた人々は思い出とお土産をたくさん携えて帰られたようです。

ゲンジボタルの最盛期は六月中旬。七月の初旬からは、ヘイケボタルを観賞することができます。『ほたるの里』には案内係があり、この時期は『ほたるを守る会』の役員がご案内します。

田口町で六月十一日・十二日の二日間『ほたる祭』が開かれました。このお祭りは、平成元年にホタルが住める自然環境を守つていこうと『ほたるを守る会』が発足してから始められ、今回で七回目。平成四年からは、納涼祭も併せて開催されるようになりました。

ホタル飛び交う美しい里へ

田口町 塩原右治 64

ふれあい ホタル

市役所は、〒371 前橋市大手町二丁目12-1 ☎24-1111です。

小中高生が対象です
福祉体験スクール

市民スポーツ祭

阿部久子さん
問屋町二丁目
主婦・68歳



口座から引き落としになります。
○:問い合わせは水道局料金課
☎(34)55111。

夏休みに福祉体験を...。市
社会福祉協議会では小中高生を
対象に、県青少年会館で宿泊福
祉体験スクールを開きます。

□子どもふれあいサマースクール
期日＝8月4日(木)～5日(金)(二
泊二日) 対象＝小5・6、先着
五十人 内容＝車いすの介助や
手話、点字など 参加費＝無料

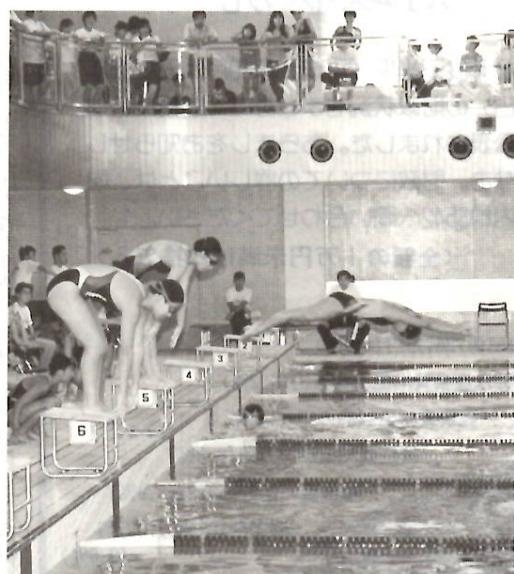


☆バスケットボール

8月21日(土)・28日(土)、午前9時、市民体育館。高校生以上で
学校のクラブに属していない十
五人以内で編成したチーム。参
加費一チーム四千円(未登録チー
ムは登録料三千円も必要)。申
込みは7月15日(金)までに郵送で
〒37前橋市若宮町三丁目九一
四市バスケットボール協会・佐
藤俊樹さん方へ。問い合わせは
市民体育館☎(53)09000へ。

☆水泳

8月7日(日)午前8時、大渡温
水プール。種別は下表のとおり。
一人一種目(リレーを除く)、リ
レーは男女別各校一チーム。参
加費一人三百円、リレーは一チ
ーム四百円。クラブ対抗は一チ
ーム一千円。申し込みは7月16日
(土)午後3時までに所定の用紙に
記入し、参加費を添えて大渡温
水プール☎(53)7811へ直



水泳大会種目表 (単位m)				
区分	種目	自由形	平泳ぎ	バタフライ
		背泳ぎ	個人メドレー	
男女共通	小学1・2年生	25	25	25
	小学3年生	50	50	50
	小学4年生	50・100	50	50
	小学5年生～中学生	50	50	50
	高校生	100	100	100
男	高校生以外の16歳～19歳	100	100	100
女子	20歳代～50歳代	50	50	50
	60歳以上	25	25	25
女子	30歳未満	50	50	50
	30歳以上	25	25	25
種目				
リレー		リレー	スイマー	
小学生(1校男女別1チーム4人)		200	—	
中学・高校生(〃)		200	200	
クラブ(職場)対抗(男女混合1チーム4人)		100	100	

接(昼食は各自用意) 小中高生
は保護者の承諾要。小学生は当
日付き添い要。



大渡温水プールの教室で週1回、体を動
かしています。年齢に合った自分のペース
でできるのがいいですね。静と動の組み合
わせで精神的にもリラックスできるわ。

接(昼食は各自用意) 小中高生
は保護者の承諾要。小学生は当
日付き添い要。

□体操・新体操

7月6日～来年3月22日の毎
週水曜、午後6時～8時、県ス
ポーツセンター(岩神町一丁目)。

式(ハンディキャップあり)。

加費千八百円(市ボーリング協

会員は千三百円。当日納入)申
し込みは7月6日(木)までに会場
市ボーリング協会・富崎さん方
☎(31)0256へ。

振替は、申し込み日が月の二
十日以前の場合は翌月分から、
二十一日以降の場合は翌々月分
からです。また、口座振替日は
毎月の十日です。残高不
足で一回目に振替ができるない時
でも、翌月の二回目の振替日に
直接。

□グラウンドゴルフ

7月16日(土)午後1時(雨天中
止)、南部運動場(上佐鳥町)。18
歳以上、先着三十人。参加費二
百円(当日納入)。申し込みは7
月15日(金)午後5時までに市民体
育館☎(53)09000へ。

□小学生テニス

8月3日(木)～5日(金)、午前9
時30分～11時30分、総合運動公
園テニスコート。小学生、四十
人(抽選)。参加費一千五百円。申
し込みは7月13日(水)～15日(金)
午前11時～午後4時に保護者が
参加費を添えて同公園☎(68)1
申込へ。

□親子でボウリング

9日に講習会と大会

9月1日～直接。

□体操・新体操

7月6日～

年齢に合った自分のペース

でできるのがいいですね。静と動の組み合
わせで精神的にもリラックスできるわ。

□座振替の利用を

水道料金の支払いは、便利な
口座振替をご利用ください。申
し込みは、預金通帳、印鑑(通
帳届け出印)、今年度の領収書を
用意し、市内の金融機関、郵便
局、または水道局へ。

振替は、申し込み日が月の二
十日以前の場合は翌月分から、
二十一日以降の場合は翌々月分
からです。また、口座振替日は
毎月の十日です。残高不
足で一回目に振替ができるない時
でも、翌月の二回目の振替日に
直接。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置が必要です。

だれもが安心して水を使える
よう、建物の所有者や管理者は
受水槽の定期的な清掃や点検に
努めましょう。

□受水槽の点検管理

三階建て以上の建物は、配水
管で送られてきた水を受水槽に
いったんためてから給水する
システムになっています。容量が十
立方メートル未満の物についても同
様の処置

